

○制限付一般競争入札実施要領

平成21年 3月31日制定
改正 令和 7年 3月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象は、岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年訓令第14号。以下「委員会規程」という。）第13条に規定する岩見沢市工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が適当と認めた工事等とする。

2 制限付一般競争入札は、次の各号に定める2種類とし、指名委員会で該当の号を審議するものとする。

- (1) 事前審査型一般競争入札 入札参加資格審査を入札執行前に行う方式
- (2) 事後審査型一般競争入札 入札参加資格審査を入札執行後に行う方式

3 指名委員会は、委員会規程第16条第1項の規定により、積算金額500万円以下の工事等における前2項の認定を当該工事等の契約を所管する部長に委任することができる。

(公告)

第3条 市長は、入札の公告に当たっては、岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）第3条又は岩見沢市電子入札規則（平成14年規則第15号）第3条各号に掲げる事項のほか、本要領第2条第2項のいずれの号に該当するかを、岩見沢市公告式条例（昭和18年条例第1号）による公告のほか、インターネット等を利用する方法により周知するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有していること。
- (3) 岩見沢市工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者で、かつ、対象工事等において市長が指定した工事種別及び等級に格付けされていること。
- (4) 資格者名簿に登録されている本店又は営業所の所在地が、対象工事等において市長の指定した区域内にあること。
- (5) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (7) 対象工事に係る設計業務の受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 建設業法第26条各項に規定する監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。
- (9) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- (11) 共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、対象工事等において市長が指定

した共同企業体としての要件も満たしていること。

(12) 前各号に定めるもののほか、市長が対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 市長は、対象工事等の内容に応じ、第1項各号に定める入札参加資格により難しい事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。

(事前審査型一般競争入札の参加資格申請)

第5条 事前審査型一般競争入札に参加しようとする者は、参加申請書及び入札公告において指定された書類（以下「申請書類」という。）を提出期限までに市長に提出し、その審査を受けなければならない。

(事前審査型一般競争入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その理由を付すものとする。

3 前項の申請者は、市長が定める日までに、入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができるものとし、市長は、書面により回答するものとする。

(事前審査型一般競争入札参加資格の取消)

第7条 市長は、前条第1項の通知の後に、入札参加資格者が第4条に掲げる要件に該当しないと認めたとき又は申請書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の審査を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(事後審査型一般競争入札の落札候補者の決定)

第8条 入札執行員は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（同価で入札した者が2名以上あるときは、くじを実施し当選した者。）を落札候補者と定め、落札を保留とする。

(事後審査型一般競争入札の参加資格確認)

第9条 落札候補者は、入札公告で定められた日時までに、申請書類を市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められたときは、入札執行員は、その者のした入札を無効とし、次に低い価格で入札した者から、順次、前項に定める手続きを行うものとする。

3 前2項により入札参加資格を有するものと認められたときは、入札執行員は、落札を決定し、岩見沢市電子入札規則第10条の規定により落札者に通知するものとする。

(事後審査型一般競争入札の非資格者に対する通知等)

第10条 市長は、落札候補者が前条第2項の規定により入札参加資格を有しないものと認めたときは、当該落札候補者に対して通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日)

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(事後審査型一般競争入札試行要領の廃止)

2 事後審査型一般競争入札試行要領(平成22年3月26日市長決定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の日以前において公告を実施した入札については、なお従前の例による。